

別表第1（第2条関係）

資金名	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額		償還期間等	
			貸付けの内容別	資金の種類別		
経営等改善資金	1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器・設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	1 自動操だ装置の設置費用 2 遠隔操縦装置の設置費用 3 サイドスラスターの設置費用 4 レーダーの設置費用 5 自動航跡記録装置の設置費用 6 GPS受信機の設置費用	1台につき 1台につき 1台につき 1台につき 1台につき 1台につき	100万円 50万円 400万円 180万円 120万円 130万円	500万円	7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内 （据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	1 動力式つり機の設置費用 2 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用 4 巻取りウインチの設置費用 5 放電式集魚灯の設置費用 6 漁業用クレーンの設置費用 7 漁獲物等処理装置の設置費用 8 海水冷却装置の設置費用 9 海水殺菌装置の設置費用 10 漁業用ソナーの設置費用 11 カラー魚群探知機の設置費用 12 潮流計の設置費用	1件につき 1台につき 1台につき 1台につき 1セットにつき 1台につき 1台につき 1台につき 1セットにつき 1台につき 1台につき 1台につき	500万円 120万円 120万円 500万円 200万円 400万円 500万円 180万円 300万円 500万円 150万円 500万円	500万円	7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
	3 補機関等駆動機器等設置資金 1及び2に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	1 補機関（動力取出し装置付きの推進機関を含む。）の設置費用 2 油圧装置の設置費用	1台につき 1台につき	400万円 500万円	500万円	7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）

経 営 等 改 善 資 金	4 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等 であって、通常の型式のもの又は通常の方法 によるものと比較して燃料油の消費が節減さ れるものの設置に必要な資金	1 漁船用環境高度対応機関（中古機関を含む。 （注を参照））の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 発光ダイオード式集魚灯	1台につき 2,400万円 1台につき 120万円 1セットにつき 1,300万円	2,500万円	7年（中古機関は残耐用年数（7年を超える 場合は7年を上限とする。））以内（据置期間 1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第1 4条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場 合にあっては9年以内（据置期間3年以内を 含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿 岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつ ては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、 六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資 金助成法の特例の場合にあっては9年以 内（据置期間3年以内を含む。）
	5 新養殖技術導入資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林 水産大臣が定める種類に属する水産動植物の 養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は 農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場 合において、当該技術により水産動植物の養 殖を行うのに必要な資金	農林水産大臣が定める種類に属する養殖技術又 は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産 動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 イ 養殖施設の設置費用 ロ 種苗の購入費用又は生産費用 ハ 餌料の購入費用	1人（1社）につき 400万円	400万円	4年以内（据置期間2年以内を含む。）、農商 工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資 金助成法の特例の場合にあっては5年以内 （据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイ オ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成 法の特例の場合にあっては5年以内（据置期 間2年以内を含む。）、六次産業化法第1 1条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の 場合にあっては5年以内（据置期間3年以 内を含む。）
	6 資源管理型漁業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産 資源の管理に関する取決めに締結して水産資 源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方 式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行 う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。） を行うために必要な機器等の購入又は設置に 必要な資金	1 水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資 源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は 期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を 実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、 漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 2 1と併せて、低利用・未利用資源の開発・利 用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場 合における次に掲げる費用 ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うの に必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は 設置費用 イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な 活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等 又は加工のための施設（加工機械、選別機、 洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の 設置費	1,200万円	1,200万円	10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農 商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善 資金助成法の特例の場合にあっては12年 以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業 バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金 助成法の特例の場合にあっては12年以内 （据置期間3年以内を含む。）、六次産業 化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法 の特例の場合にあっては12年以内（据置 期間5年以内を含む。）

経 営 等 改 善 資 金	7 環境対応型養殖業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・魚網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 (1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 (2) 養殖魚の安全性の確保を目的として魚網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 (3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用	2,000万円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、1,200万円）	2,000万円	10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）
	8 乗組員安全機器等設置資金 漁船に設置される転落防止用その他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金	1 転落防止用手すりの設置費用 2 安全カバー装置の設置費用 3 揚網機安全装置	1件につき 50万円 1件につき 50万円 1件につき 40万円	150万円	貸付けの内容の欄1～3については5年以内（据置期間1年以内を含む。）
	9 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	1 救命胴衣の購入費用 2 消火器の購入費用 3 イーパブの購入費用 4 レーダートランスポンダの購入費用 5 小型漁船緊急連絡装置	1件につき 10万円 1件につき 10万円 1件につき 60万円 1件につき 65万円 1件につき 130万円	130万円 ただし、第2号から第5号に掲げる費用に係る貸付金の合計額が10万円を超えないこと。	貸付けの内容の欄1～2については2年以内、同欄3～5については5年以内
	10 漁船転覆防止機器等設置資金 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	1 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 2 甲板上の魚そうを廃しこれに代えて甲板下の魚そうの設置費用	1件につき 30万円 1件につき 100万円	150万円	5年以内（据置期間1年以内を含む。）

経営等改善資金	11 漁船衝突防止機器等購入資金 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	1 レーダー反射器の購入又は設置費用 2 無線電話の設置費用	1 件につき 40万円 1 件につき 40万円	120万円	5年以内
	12 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用	1 人につき 70万円 1 団体又は1社につき 130万円	130万円	5年以内
	13 前各号に掲げるもののほか知事が農林水産大臣と協議して指定する資金	知事が農林水産大臣と協議して指定する費用	知事が農林水産大臣と協議して定める額	知事が農林水産大臣と協議して定める額	5年以内（据置期間1年以内を含む。）

別表第1（第2条関係）

資金名	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額		償還期間等
			貸付けの内容別	資金の種類別	
生活改善	1 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	1 し尿浄化装置又は改良便そのの設置に必要な資材の購入費用 2 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用 3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	1 件につき 1 件につき 1 件につき	30万円 10万円 10万円	3年以内 2年以内 2年以内
	2 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金	1 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 2 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 3 衛生施設（浴室、便所洗面所等）の改造費用 4 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用	1 件につき 1 件につき 1 件につき 1 件につき	150万円 150万円 150万円 150万円	150万円 7年以内
資金	3 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るため、これらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金	1 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 2 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）	1 団体につき 1 団体につき	80万円 80万円	80万円 3年以内

別表第1（第2条関係）

資金名	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額		償還期間等
			貸付けの内容別	資金の種類別	
青年漁業者等養成確保資金	1 研修教育資金 漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	1 国内研修（旅費、教材費、授業料、視察費等） 2 国外研修（旅費、教材費、授業料、視察費等）	国内研修を受ける場合にあっては、1人につき180万円。ただし、月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月を最大とする。  国外研修を受ける場合にあっては、1人につき100万円	180万円	5年以内（据置期間1年以内を含む。）  5年以内（据置期間1年以内を含む。）
	2 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用（パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、並びに制御装置（制御用コンピューター、各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限定する。）の購入費用等）	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	150万円	5年以内
	3 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。）	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円（ただし、施行通知第3の3の(1)の水産庁長官が定める者の場合にあっては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては800万円）	5,000万円	10年以内（据置期間3年以内を含む。）農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）

注 燃料油消費節減機器等設置資金のうち漁船用環境高度対応機関について、例外的に中古機関を貸付対象として認める場合には、以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 正規の販売店の取扱いに係るものであること。
- (2) 償還期間中の稼働が見込まれるものであること。（正規販売店の稼働証明が必要）
- (3) 貸付額が新品価格の10分の1を下回らないこと。
- (4) 購入する機関の型式認定の証明等が行われていること。